(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業

入札説明書

(修正版:令和4年5月31日)

令和4年4月8日

堺 市

<目次>

1. 入札説明書の定義		1
2. 事業概要		2
2.2. 公共施設等の管理者名称		2
2.3. 事業目的		2
2.4. 事業の概要		2
2.5. 遵守すべき法制度等		4
2.6. 事業の実施スケジュール		5
2.7. 事業期間終了後の措置		5
2 東学子の首集及が選字に明まる東西	頁	G
	号方	
	/]	
	件	
	 	
3.0. 突削に関9 る基本的は考え月		I E
4. その他		21
4.1. 事業契約の解釈について疑義が生じ	た場合における措置に関する事項	21
4.2. 法制上及び税制上の措置並びに財政	上及び金融上の支援等に関する事項	21
4.3. 苦情の申し立て		21
4.4. その他本事業の実施に関し必要な事	項	21

1. 入札説明書の定義

(仮称) 堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業入札説明書(以下「入札説明書」という。) は、堺市(以下「市」という。)が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、(仮称) 堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を効率的かつ効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に基づく事業として特定事業の選定を行った本事業に対し、令和 4 年 4 月 8 日付で公告した総合評価一般競争入札(以下「入札」という。)についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は一体のものとする(以下「入札説明書等」という。)。

- 要求水準書
- · 事業契約書 (案)
- ・基本協定書(案)
- 落札者決定基準
- 様式集

なお、入札説明書等の記載事項と、令和4年1月31日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和4年1月31日に公表した実施方針等に関する個別対話に対する回答、令和3年11月24日に公表した実施方針に相違がある場合は、入札説明書等を優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問及び個別対話に対する回答によるので、これらを踏まえて入札等に必要な手続きを行うこと。

2. 事業概要

2.1. 事業名称

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業

2.2. 公共施設等の管理者名称

堺市長 永藤 英機

2.3. 事業目的

市では、『全員喫食制の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方』に基づき、給食センター方式による全員喫食制の中学校給食を実施するため、O157 堺市学童集団下痢症の発生を教訓として安全安心な学校給食を提供することを第一に、(仮称) 堺市立第 2 学校給食センターの新設を行うことにした。

また、学校給食の役割・教育的意義を踏まえ、小中一貫した食育を推進することにした。 本事業は、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を事業者が一貫して実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できる PFI 手法を導入し実施するものである。

2.4. 事業の概要

2.4.1. 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、次のとおりである。

(1) 事業用地

堺市南区桃山台1-23-1

(2) 地域地区

市街化区域 準工業地域

(3) 土地の所有者

堺市

(4) 敷地面積

6, 660. 99 m²

(5) その他条件

建ペい率:60% 容積率:200%

2.4.2. 施設要件

本施設の要件等の詳細については、要求水準書に示す。

2.4.3. 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設(新たに設置する(仮

称) 堺市立第2学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構施設等を含むすべての施設をいう。以下同じ。) の整備等を行い、竣工後は市に本施設の所有権を移転し、事業者が維持管理・運営等を行うBTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

2.4.4. 事業期間

本事業の事業期間は、令和5年1月1日から令和22年3月31日までとする。

2.4.5. 事業範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア)施設整備業務

- (a) 事前調査業務
- (b) 施設整備に伴う各種申請業務
- (c) 市が行う交付金申請の支援業務
- (d) 設計業務
- (e) 解体工事業務
- (f) 建設業務
- (g) 工事監理業務
- (h) 調理設備設置業務
- (i) 調理備品調達業務
- (j) 食器·食缶等調達業務
- (k) 事務備品調達業務
- (1) 配送車両調達業務
- (m) 引渡し業務
- (n) その他施設整備業務の実施に伴い必要となる業務

(イ)開業準備業務

(ウ)維持管理業務

- (a) 建築物保守管理業務
- (b) 建築設備保守管理業務
- (c) 外構施設保守管理業務
- (d) 調理設備保守管理業務
- (e) 事務備品保守管理業務
- (f) 清掃業務
- (g) 警備業務
- (h) 長期修繕計画作成業務
- (i) その他維持管理業務の実施に伴い必要となる業務

(エ)運営業務

- (a) 食材検収補助・保管業務
- (b) 調理業務
- (c) 配送·回収業務
- (d) 洗浄·消毒等業務
- (e) 配膳業務
- (f) 廃棄物処理業務
- (g) 運営備品保守管理業務

- (h) 配送車両維持管理業務
- (i) 衛生管理業務
- (j) 食育等支援業務
- (k) その他運営業務の実施に伴い必要となる業務

2.4.6. 市が行う業務

運営業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- (a) 食材調達業務
- (b) 食材検収業務
- (c) 献立作成業務
- (d) 栄養管理業務
- (e) 調理指示業務
- (f) 給食費徵収管理業務
- (g) 食数調整業務
- (h) 広報業務
- (i) 食育業務

2.4.7. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり、施設整備、開業準備、維持管理・運営に係るサービス対価から構成される。

(ア)施設整備に係るもの

市は、事業者が実施する施設整備に係るサービス対価について、本施設の引渡し後に 事業者へ一括支払いを行う予定である。(サービス対価A)

(イ) 開業準備、維持管理・運営に係るもの

- (a) 市は、事業者が実施する開業準備に係るサービス対価について、開業準備業務の 完了後に事業者へ一括で支払う。(サービス対価B)
- (b) 市は、事業者が実施する維持管理・運営に係るサービス対価について、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。(サービス対価C)
- (c) 維持管理・運営に係るサービス対価の支払いは年4回に分けて行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。
- (d) 維持管理・運営に係るサービス対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には本施設の保守管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。
- (e) 市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合 には、基本的にサービス対価を減額する。

2.5. 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等(法律、政令、省令等)及び市の条例等 (条例、規則、告示、訓令等)を遵守すること。

2.6. 事業の実施スケジュール

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和 4 年 12 月
施設整備期間	令和5年1月~令和7年1月(25か月間)
本施設の所有権移転	令和7年1月
開業準備期間	令和7年2月~令和7年3月(2か月間)
維持管理・運営期間	令和7年4月~令和22年3月(15年間)

2.7. 事業期間終了後の措置

事業期間終了後に、事業者は本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業では、施設整備、開業準備、維持管理及び運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における事業者のノウハウ・創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に基づき、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定(平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定)、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)が適用される。

3.2. 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、日程及び実施方法について変更することがある。

	日程	内容	
	4月8日(金)	入札公告、入札説明書等の公表	
		説明会及び現地見学会の申込の受付、入札説明書等	
	4月8日(金)~	に関する質問の受付、個別対話の申込の受付、入札	
		参加表明書等の受付	
	4月21日(木)	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催	
	5月13日(金)	入札説明書等に関する質問受付締切	
	5月16日(月)	入札説明書等に関する個別対話の実施	
令	~5月20日(金)	八化成り音等に関する個別刈品の天旭 	
和 4	5月31日(火)	入札説明書等に関する質問に対する回答公表	
年	6月10日(金)	入札参加表明書等の受付締切	
度	6月20日(月)	入札参加資格審査結果の通知	
	7月11日(月)~	提案審査書類の受付	
	7月15日(金)	入札及び提案審査書類の受付締切	
	8月下旬	提案審査書類に関する面接審査	
	9月上旬	落札者の決定・公表	
	10 月上旬	落札者との基本協定の締結	
	10 月中旬	特別目的会社との事業契約の仮契約締結	
	12 月下旬	市議会の議決による事業契約の成立	

3.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件

3.3.1. 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業(社団・財団法人等※を含む。以下同じ。)が以下に定義する構成員として構成されるグループとする。

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)、公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)並びに一般社団法人 及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)に定める法人

種別	定義
構成企業	入札参加者となるグループを構成する企業で、業務の一部を特別目的会
	社から直接受託する予定であり、特別目的会社に出資する者
協力企業	入札参加者となるグループを構成する企業で、業務の一部を特別目的会
	社から直接受託する予定だが、特別目的会社には出資しない者
代表企業	構成企業のうち最も高い出資割合を負担するもので、構成員を代表し入
八衣正耒	札手続きを行う者

(2) 構成企業等の明示

入札参加者の構成員は、入札参加表明書等の提出時に、構成企業(代表企業である場合は その旨も記載する。)、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業が 業務に当たらない場合には、入札参加表明書等において明記すること。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者※が兼ねてはならない。

※資本面において密接な関連のある者とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人事面において密接な関連のある者とは当該企業の代表権を有する役員が、他方の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び当該構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、 本事業に係る他の入札参加者の構成員になることはできない。

(5) 構成員の変更及び追加

参加資格確認基準日以降に、入札参加者の構成員の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更(以下「構成員の変更等」という。)は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行ったときは、構成員の変更等を認めることがある。

(ア)参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

(イ)提案審査書類提出日から落札者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員(代表企業を除く。)の一部が 入札参加資格を喪失した場合で、入札参加者が構成員の変更等(入札参加資格を喪失し 脱退する構成員に限る)を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失 しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認 めた場合に限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

3.3.2. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下の(1) 及び(2) で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準 日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、 当初から参加がなかったものとみなす。

なお、この入札説明書の公表以降、本事業について3.5.1.で規定する検討委員会の委員に接触した者又は接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- (ア)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと(同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。)及び堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第3条の規定に該当する者でないこと。
- (イ)堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)に基づく入札 参加停止又は入札参加回避を受けている者でないこと。
- (ウ)堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)に基づく入札参加除外(改正前の 堺市暴力団等排除措置要綱を含む。)を受けている者でないこと。また、同要綱第5条 第2号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の 通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)を受けた当 該通報に係る者でないこと。
- (エ)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (オ)破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法(大正11年法律第71号)の規定による破産申立てがなされている者でないこと。
- (カ)清算中の株式会社である企業について、会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (キ)3.5.1.で規定する検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面若しくは人事面に おいて密接な関連がある者でないこと。
- (ク)私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する 行為を行っていない者であること。
- (ケ)本事業についてアドバイザリー業務を委託した株式会社長大、同社が本アドバイザリー業務において業務提携している内藤滋法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは 人事面において密接な関連がある者でないこと。

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員のうち下記の(ア)から(オ)の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、(ア)から(オ)の業務にあたる者は、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱(平成 20 年制定)に基づく入札参加資格又は堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱(平成 16 年制定)に基づく入札参加資格若しくは堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱(平成 21 年制定)に基づく入札参加資格(以下単に「市の入札参加資格」という。)を有していること。市の入札参加資格を有していない場合、市ホームページに掲載する手続きに従い、速やかに市の入札参加資格審査の申請を行うこと。

(ア)設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。 なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(a)及び(b)の要件を満たし、かつ 少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (a) 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所 の登録を受けていること。
- (b) 市の入札参加資格を有する者で「建築設計業務」を希望業種又は登録業種にして いること。
- (c) 国又は地方公共団体が発注した施設(平成19年4月以降に竣工したものに限る。)の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。(工事監理業務又は建設業務を行う者の履行実績においても同様の取扱いとする。)

(イ)工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。 なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(a)及び(b)の要件を満たし、かつ 少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (a) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (b) 市の入札参加資格を有する者で「建築設計業務」を希望業種又は登録業種にしていること。
- (c) 国又は地方公共団体が発注した施設 (平成19年4月以降に竣工したものに限る。) の工事監理業務の実績を有していること。

(ウ)建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。 なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(a)から(d)までの要件を満たし、 かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (a) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を 受けた者であること。
- (b) 市の入札参加資格を有する者であること。なお、少なくとも1者は「建築工事」 を希望業種又は登録業種にしていること。

- (c) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの 届出、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の 取得の届出及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被 保険者の資格の取得の届出を行っている者であること(これらの届出に係る義務 を有する場合に限る。)。
- (d) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知 される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(有効期間内にある直近のも の。以下「総合評定値通知書」という。)における建築一式工事の総合評定値(P) が700点以上の者であること。
- (e) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値(P)が1,200点以上の者であること。ただし、特定建設工事共同企業体として建設業務を行うものであり、他の構成員に建築一式工事の総合評定値(P)が900点以上の者がいる場合は、900点以上1,200点未満でも可とする。
- (f) 国又は地方公共団体が発注した施設(平成19年4月以降に竣工したものに限る。) の施工実績を有していること。

(エ)維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。 なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(a)の要件を満たし、かつ少なく とも1者は全ての要件を満たしていること。

- (a) 市の入札参加資格を有する者であること。
- (b) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格において、区分「業務委託・役務の提供」のうち、業種及び種目「建物の維持管理 051002 建物環境衛生」に有効な登録を有していること。
- (c) 平成24年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した施設の維持管理業務の実績を有していること。

(オ)運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が(a)の要件を満たし、かつ調理業務を行う者は全ての要件を満たしていること。

- (a) 市の入札参加資格を有する者であること。
- (b) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく入札参加資格において、区分「業務委託・役務の提供」のうち、業種及び種目「その他 080006 給食調理」に有効な登録を有していること。
- (c) 学校給食法における学校給食施設(すべての調理方式を含む。)にて、令和3年4 月以降に食品衛生法(昭和22年法律第233号)第59条第1項又は第2項、第60条第1 項又は第2項若しくは第61条に基づく不利益処分を受けていないこと。また、学 校給食調理業務において、履行途中で契約解除になったことがないこと(発注者 の責に帰すべき事由による場合を除く。)、及び落札決定後に正当な理由なく契約 締結を辞退したことがないこと。
- (d) 平成24年4月以降に、国又は地方公共団体が発注したドライシステムの学校給食施設(共同調理場)の調理業務の実績を有していること。

3.4. 入札手続き等

3.4.1. 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項 等について市の考え方の説明と現地見学を行う。

(1) 入札説明書等に関する説明会

項目	内容	
説明会日時	令和4年4月21日(木) 10:30~12:00	
説明会会場	泉北倉庫(堺市南区桃山台 1-23-1)	
参加申込期限	令和4年4月20日(水) 正午まで	
	入札説明書等説明会参加申込書 (様式 2) に必要事項を記入の上、	
参加申込方法	電子メールにて提出すること。	
	なお、参加人数は1企業2名までとする。	
堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課		
申込先	電話:072-228-7452 FAX:072-228-7256	
	E-mail: chukyu@city.sakai.lg.jp	
備考	・入札説明書等の資料は配布しないため各自で用意すること。	
//用/与	・説明会会場の駐車場は使用できないので留意すること。	

3.4.2. 入札説明書等に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和4年4月8日(金)~令和4年5月13日(金) 正午まで

(2) 受付方法

入札説明書等に関する質問書(様式 1)に記入の上、堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課まで電子メールにて提出すること。

(3) 公表

受け付けた質問に対する回答は、令和4年5月31日(火)までに市ホームページにおいて公表する。

3.4.3. 入札説明書等に関する個別対話の実施

市の意図と入札参加希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、入札説明書等に関する個別対話を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、意見交換を行う。なお、個別対話は、入札参加者の構成員として構成される予定であるグループごとに行うものとする。

個別対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

項目	内容
開催日程	令和4年5月16日(月)~20日(金)のうち市が指定する日 1グループあたり30分程度を想定
実施会場	堺市三国ヶ丘庁舎 5 階 大会議室
参加申込期限	令和4年5月9日(月) 正午まで

参加申込方法	入札説明書等個別対話参加申込書(様式 3-1)、個別対話確認事項(様式 3-2)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1グループ15名までとする。	
申込先	堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課 電話:072-228-7452 FAX:072-228-7256 E-mail:chukyu@city.sakai.lg.jp	
備考	・入札説明書等の資料は配布しないため各自で用意すること。・同一グループが複数回参加することは不可とする。	

3.4.4. 入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札参加希望者は、入札参加表明書等を受付期限日までに市に提出し、入札参加資格審査を 受けること。

なお、受付期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者 は入札に参加し、提案審査書類を提出することができない。

(1) 入札参加表明書等の受付期間・提出場所及び方法

(ア)受付期間

令和4年4月8日(金)~令和4年6月10日(金)

堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条に定める市の休日(以下「休日」という。)を除く午前9時30分~午後5時

ただし、郵送による場合は、令和4年6月10日(金)午後5時までに必着のこと。

(イ)提出場所

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館9階北側 堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課

(ウ)提出方法

入札参加表明書等は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又は FAX による提出は受け付けない。

(2) 入札参加資格申請書類の作成

入札参加表明書等は、様式集 (様式 4~16) に定めるところに従い作成すること。 なお、市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、 当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知は、入札参加表明書等を提出した者に対して、書面により令和 4年6月20日(月)を目途に通知する。

(4) 入札参加資格がないとされた場合の取扱い

入札参加資格審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア)受付日時

令和4年6月20日(月)~令和4年6月30日(木) 休日を除く午前9時30分~午後5時 ただし、郵送による場合は、令和4年6月30日(木)午後5時までに必着のこと。

(イ)提出場所

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館9階北側 堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課

(ウ)提出方法

入札参加資格がないとされた理由の説明要求書(様式17)を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又は FAX による提出は受け付けない。

(工)回答

令和4年7月8日(金)までに書面により回答する。

(5) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、入札参加表明書等の受付期限である令和 4 年 6 月 10 日(金)とする。

(6) 臨時登録の申請

3.3.2.(2) 個別の参加資格要件に定める市の入札参加資格を有していない者が、この入札に参加するためには、次のとおり、それぞれの「登録審査担当課」へ「堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録審査申請」又は「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、当該種目の登録申請をしなければならない。

(ア)設計業務、工事監理業務又は建設業務を行う者

(a) 登録審查担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 本館8階 堺市財政局 契約部 契約課 電話 072-228-7472

- (b) 申請種目
 - 1. 設計業務又は工事監理業務を行う者「建築設計業務」
 - 2. 建設業務を行う者 「建築工事」
- (c) 申請書類提出期限

令和4年5月20日(金)(必着)

(d) 申請書類提出方法等

記載内容について説明のできる方が直接持参すること。なお、詳細は市ホームページの「特定調達契約参加資格申請」(URL:https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/sankashinsei/tokuteichotatsu/index.html) を参照すること。

(イ)維持管理業務又は運営業務を行う者

(a) 登録審查担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 本館8階 堺市財政局 契約部 調達課 電話 072-228-7473

- (b) 申請種目
 - 1. 維持管理業務を行う者

区分「業務委託・役務の提供」のうち、本事業の維持管理業務に関する業種及び 種目 2. 運営業務を行う者

区分「業務委託・役務の提供」のうち、本事業の運営業務に関する業種及び種目

(c) 申請書類配布方法

電子メールにより資料配布の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

- 1. 登録審査担当課メールアドレス: chotatsu@city. sakai. lg. jp
- 2. メール送付期限:下記(d)申請書類提出期限の午後5時までに必着とする。
- 3. 件名に「臨時登録希望」と明記すること。
- 4. 本文に「入札案件名」「連絡先 (所在地 (住所)、商号又は名称、担当者指名、 電話番号、FAX番号、メールアドレス)」を記入すること。
- 5. なお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。
- (d) 申請書類提出期限

令和4年5月20日(金)(必着)

(e) 申請書類提出方法

直接持参又は郵送すること。

1. 直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで(休日を除く。)に上記登録審査 担当課まで持参すること。

2. 郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、上記登録審査担 当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(f) 臨時登録による市の入札参加資格の有効期間及び当該期間の延長手続 有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和5年3月31日までとする。 当該期間の更新を希望する場合は、別途指定する手続きを行うこと。

(7) その他

- (ア)入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (イ)市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (ウ)入札参加資格審査結果において入札参加資格があると認められた者であっても、市に 提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったこ とが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。
- (エ)入札参加表明書等の提出以後、入札参加資格審査結果において入札参加資格があると 認められた者が入札及び提案審査書類の提出を辞退する場合は、入札辞退届(様式19) を入札及び提案審査書類の受付期限までに以下に持参又は郵送により提出すること。 電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館9階北側 堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課

3.4.5. 入札及び提案審査書類の受付

入札参加資格審査結果において入札参加資格があると認められた者(以下「入札参加者」という。)は、入札及び提案審査書類を受付期限日までに市に提出すること。

(1) 入札日時・場所及び方法

(ア)入札日時

令和4年7月15日(金) 午後3時

ただし、郵送による場合は、令和4年7月14日(木)午後5時までに必着のこと。

(イ)入札場所

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 本館8階

堺市財政局 契約部 調達課 入札室

ただし、郵送による場合は、次の宛先に郵送すること。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館9階北側

堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課

(ウ)入札方法

入札書(様式 21)を入札場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又は FAXによる提出は受け付けない。

(2) 提案審査書類の受付期間・提出場所及び方法

(ア)受付期間

令和4年7月11日(月)~令和4年7月15日(金)

休日を除く午前9時30分~午後5時(最終日は正午まで)

ただし、郵送による場合は、令和4年7月14日(木)午後5時までに必着のこと。

(イ)提出場所

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館9階北側 堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課

(ウ)提出方法

提案審査書類を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又は FAX による提出は受け付けない。

(3) 入札及び提案審査書類の受付にあたっての留意事項

(ア)入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ)費用負担等

入札書及び提案審査書類の作成並びに入札・提出等に係る必要な費用は、すべて入札 参加者の負担とする。

(ウ)入札及び提案審査書類の作成方法

入札書及び提案審査書類は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、入札書及び提案審査書類の提出にあたっては、入札参加資格の審査結果通知書 の写しを必ず持参すること。

(エ)入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、入札場所に持参すること。

(オ)入札の棄権

入札参加者が、入札書及び提案審査書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ)公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。 (キ)入札書の記載等

(a) 提案上限金額

10,418,609 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

提案上限金額は、事業契約締結後の物価変動による増減額を除く額である。

(b) 入札金額の記載

入札金額は、入札書に記載すること。この際の計算に物価変動率は見込まないものとする。

(ク)入札時算定用年間提供給食数

入札価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。 なお、年間給食提供日数 195 日とする。

項目	生徒及び教職員数
令和7年度	7, 298 人
令和8年度	7, 106 人
令和9年度	7,009 人
令和 10 年度	6, 918 人
令和 11 年度	6,834 人
令和 12 年度	6,756 人
令和 13 年度	6,677 人
令和 14 年度	6,606 人
令和 15 年度	6,537 人
令和 16 年度	6,470 人
令和 17 年度	6,407 人
令和 18 年度	6,347 人
令和 19 年度	6, 289 人
令和 20 年度	6, 234 人
令和 21 年度	6, 181 人

(ケ)入札執行回数

1回とする。

(コ)本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(a) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程 等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案審査 書類等は一切返却しない。

(b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(c) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(d) 入札書及び提案審査書類の変更禁止

入札書及び提案審査書類の変更はできない。ただし、提案審査書類における誤字 等の修正についてはこの限りではない。

(サ)入札保証金及び契約保証金

(a) 入札保証金

免除する。ただし、落札者が正当な理由がなく期限までに基本協定を締結しない ときは、落札金額の100分の3に相当する違約金を徴収するものとする。

(b) 契約保証金

施設整備期間については、事業契約の仮契約締結時までに、サービス対価 A (消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

開業準備期間及び維持管理・運営期間については、本件施設引渡日までに、サービス対価 B (消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上に相当する額に加えて、サービス対価 C (消費税及び地方消費税を含む。)の初年度の 100 分の 10 以上に相当する額(ただし、サービス対価 C の初年度に係る期間が 12 月に満たない場合においては、初年度に係る部分を 1 年当たりの額に換算した額)を契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細については、事業契約書(案)に記載する。

(4) 開札

(ア)日時

令和4年7月15日(金)15:00

(イ)場所

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 本館8階 堺市財政局 契約部 調達課 入札室

(ウ)その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその 代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会 わせるものとする。入札会場内への入室は入札参加者として1名に限ること。

(エ)入札の無効

堺市契約規則第 22 条各号の規定に該当する入札のほか、入札参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

3.5. 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「入札参加資格審査」、「提案内 容審査」の2段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

3.5.1. 検討委員会の設置

PFI 法第2条第2項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第5条第1項に規 定する実施方針の策定、同法第7条に規定する特定事業及び同法第8条第1項の規定による事 業者の選定についての審議及び審査を行うため、「堺市 PFI 事業検討委員会」(以下「検討委員 会」という。)を設置する。

検討委員会は、下表の5名の委員で構成され、検討委員会における審査は非公開とする。

北詰 恵一 関西大学 環境都市工学部 教授 委員長 委員 石田 佐江 石田公認会計士事務所 公認会計士 委員 勢戸 祥介 大阪公立大学大学院 獣医学研究科 准教授 のぐち法律事務所 弁護士

堺市 PTA 協議会 会長

【検討委員会の委員】(敬称略)

3.5.2. ヒアリングの実施

委員

委員

橋元 紀子

極

吉原

提案内容の説明を求めるため、入札参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等につい ては、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

3.5.3. 落札者の決定及び公表

(1) 落札者の決定

市は、検討委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(2) 結果及び評価の公表

市は、検討委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者に書面にて通知後、市 のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める加点項目審査 に係る各審査項目において各入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

3.5.4. 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できな いと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取止め等の対処を図る場合が ある。

3.5.5. 事業者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、又はいずれの入 札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施 することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を 市のホームページ等で速やかに公表する。

3.6. 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

また、落札した入札参加者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に入札参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者を落札者として決定し、その者と基本協定を締結することがある。ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員(代表企業は除く)に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定を取り消さない場合がある。

(2) 特別目的会社の設立

落札した入札参加者の構成員は、基本協定に従い、事業契約の仮契約締結までに、本事業を実施するため、特別目的会社を会社法に定める株式会社の形態で、事業用地を除く堺市内に設立するものとする。

落札者の構成企業は特別目的会社に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えること。

なお、特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の書面による事前承 諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は落札した入札参加者の代表企業及び構成企業が設立する特別目的会社と仮契約を締結する。仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

また、落札した入札参加者の代表企業及び代表企業以外の構成員が本契約までの間に入札参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すとともに、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。この場合、市は当該入札参加者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者を落札者として決定し、その者が設立する特別目的会社と仮契約を締結することがある。ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員(代表企業は除く)に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定及び仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として基本協定書に 規定する金額を請求することがある。

(4) 基本協定書の内容変更

落札した入札参加者の構成員との基本協定の締結に際し、基本協定書の内容変更は行わない。ただし、基本協定の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(5) 事業契約書の内容変更

特別目的会社との仮契約の締結に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、仮契約の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(6) 基本協定書及び事業契約書の作成費用

基本協定書及び事業契約書の検討に係る特別目的会社側の弁護士費用や印紙代など、基本協定書及び事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(7) 特別目的会社の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、特別目的会社は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(8) 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、直接協定(ダイレクト・アグリーメント)について協議・調整し、締結することがある。

(9) 契約締結までに落札者が入札参加資格を欠くに至った場合の取扱い

落札者決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間、落札者の構成員が入札参加資格を 欠くに至った場合は、市は落札者と本事業に関する基本協定を締結せず、又は特別目的会社 と事業契約を締結しない場合がある。

ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議の上、 市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。構成員の除外に ついては、当該構成員の除外後も落札者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。 なお、変更する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた 日とする。

4. その他

4.1. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、 一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4.2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

4.2.1. 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

4.2.2. 財政上及び金融上の支援

(1) 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上または金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上または金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

4.3. 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関しては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成 21 年制定)により、当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申立てをすることができる。

4.4. その他本事業の実施に関し必要な事項

4.4.1. 議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和4年第4回市議会定例会に提出する予定である。

4.4.2. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4.4.3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4.4.4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4.4.5. 入札説明書等に関する問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

堺市教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課

住 所 : 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館9階北側

電話: 072-228-7452 FAX: 072-228-7256

E-mail: chukyu@city.sakai.lg.jp

ホームページアドレス

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/chugakoukyushoku/dai2kyushoku.html

4.5. Summary

4.5.1. Subject

PFI-based contract on the project to design, construct, operate and maintain Sakai City School Lunch Center No. 2.

4.5.2. Deadline to submit letter of intent for bid participation with necessary documents

5:00 p.m., Jun. 10, 2022

4.5.3. Deadline to submit bidding documents in person

12:00 p.m., Jul. 15, 2022

4.5.4. Deadline to submit bidding documents by post

5:00 p.m., Jul. 14, 2022

4.5.5. Language

Japanese is the only language used in all the contract procedure

4.5.6. Contact point for the notice

School Lunch Division, School Administration Department Board of Education, Sakai City Government

〒590-0078 3-1 Minamikawara-machi, Sakai-ku, Sakai City TEL 072-228-7452 (direct line)